

令和3年度

郡山市関係行政機関等に対する意見書

郡山市農業委員会

今日の農業・農村を取り巻く環境は、農畜産物流通のグローバル化による価格低下や食料消費の変化、農業従事者の高齢化や後継者不足等に伴う遊休農地の増加、さらに、今般発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による農畜産物の需要減退や収入減少など、多くの課題に直面しています。

国連においては、2015年に採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に加え、2017年に「家族農業の10年」（2019年から2028年）と定め、加盟国及び関係機関等に対し家族農業に係る施策の推進を求めています。

このような中、国においては、本年3月新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、今後10年間の農政に関する指針が示されました。

本市では、昨年10月に発生した令和元年東日本台風により、農畜産物や生産基盤施設、農業用機械、農道、水路等に大きな被害を受け、復旧への取り組みを進めるとともに、「第三次郡山市食と農の基本計画」における「強い農林水産業で持続的に発展する活気と魅力あふれるまち」を基本理念に、安全・安心な食料の安定供給や収益性の高い農業の確立等に向け各種事業を展開しています。

本市農業委員会においては、農地を将来にわたり農地として守り、活かし、使える人に引き継ぐことができるよう、地域において将来の農地利用に向けた話し合いを進めるとともに、将来ビジョンの実現に向けたサポートなど地域活動により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消対策、新規参入の促進など「農地利用の最適化」を推進してまいります。

つきましては、本市農業の振興のため、本市農業者の代表機関として、農地等の利用の最適化の推進に関し、農業・農村の課題等について各地域の意見をまとめましたので、令和3年度の施策の立案や予算編成に反映いただきたく、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見を提出いたします。

令和2年10月1日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市農業委員会
会長 新田 幾男

1 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、今や世界に蔓延し収束の気配を見せていない。国内においては、緊急事態宣言解除後収束に向かうかに見えたが、感染者が再び増加している状況である。

このことから、今後続くであろう with コロナと共に、新しい生活様式を整え本市農業への影響を最小限に抑えるよう取り組むこと。

(1) 売上減少や農畜産物の廃棄等に係る所得補償

新型コロナ感染拡大により、外出自粛や飲食店の営業自粛、各種イベントの中止等による農畜産物の売上減少や廃棄等に係る継続した所得補償が必要である。

(2) 農畜産物消費拡大施策の拡充

新型コロナの影響で需要減退した米、牛肉、野菜、花き等の農畜産物の消費回復、拡大を図るための施策を拡充させる必要がある。

(3) 情報の迅速かつ積極的な提供及び周知の徹底

新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を、迅速かつ積極的に農業従事者に提供し周知を図る必要がある。

2 農地利用集積・集約化対策

農業従事者が高齢化する中で、地域の農地の維持保全を図り、次世代を担う意欲ある担い手が、将来にわたり活用できるよう農地の集積・集約化を促進し、農畜産物生産の効率化を図ること。

(1) 人・農地プラン作成の加速化

人・農地プランについては、未作成集落での話し合いを加速化させ、プランの作成に取り組む必要がある。

① プラン未作成集落への積極的なアプローチと作成支援

(2) 農地中間管理事業の利用促進と事業の拡充

農地の集積・集約化については、人・農地プランの実質化と農地中間管理機構の活用促進を図る必要がある。

① 農地中間管理機構に係る関係事業の周知

② 機構集積協力金交付事業の予算確保及び活用促進

(3) ほ場整備促進とほ場の再整備による大区画化

農作業の効率化や低コスト化による競争力強化のため、ほ場整備やほ場の再整備による大区画化が必要である。

- ① 農家負担の少ないほ場整備
- ② 旧ほ場整備 30 アール区画から、1 ヘクタール等の区画への再整備

3 遊休農地対策

遊休農地の発生防止・解消のためには、所有者の高齢化等により本人のみでの改善が困難な場合が多く、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の共同活動を支援する各事業の活用促進等を図ること。

(1) 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用促進と対象面積の拡大促進

中山間地や耕作条件不利地等における地域での共同作業については、遊休農地発生未然防止の観点から国の事業を継続して活用するとともに、事業の積極的なPR活動が必要である。

(2) 遊休農地における推進作物の検討と技術指導

遊休農地の解消については、地域に適した作物導入の検討と栽培技術の普及活動が必要である。

(3) 遊休農地等保全対策支援事業の活用

事業実施については、市独自の上乗せ支援を行うなど活用を促進させ、遊休農地の活用・保全を図る必要がある。

4 担い手の育成・支援

将来にわたって地域農業を担う意欲ある担い手の育成・確保については、関係機関一体となり、新規就農者や法人化に向けた取り組みを支援し、定着させること。

(1) 新規就農者育成の支援

新規就農者の確保については、市内外への就農に係る情報提供やPR活動、農業開始時の農作業機械等に係る支援が必要である。

- ① 各種支援制度、補助事業等の積極的なPR活動
- ② 農作業機械等の補助事業の拡大・拡充

③ 親元就農者への市の独自支援

(2) 地域の担い手への支援

地域の担い手については、持続可能な農業経営のため環境整備による経営の安定化を図る必要がある。

- ① 水田活用の直接支払交付金等に係る本市振興作物への上乗せ助成
- ② 機械化体系の推進とICT・IoT等を活用したスマート農業の普及促進
- ③ 農業後継者が安心して農業経営に取り組める経営指導対策を講じること
- ④ カントリーエレベーター等の拠点施設整備による作業効率化と低コスト化

5 農業振興対策

本市の持続可能な農業の発展のため、原子力災害由来の風評影響や自然災害、さらには近年増加傾向にある有害鳥獣被害にも適切に対応すること。

(1) 収入保険への加入促進

近年頻発する自然災害や有害鳥獣被害等による減収を補填するため、収入保険への加入促進を図る必要がある。

- ① 収入保険への加入について研修会等での積極的な指導
- ② 収入保険の掛金の一部を補助する制度の創設
- ③ 収入保険に係る情報提供及び周知の徹底

(2) 原子力災害対策

原子力災害由来の風評影響については、対策の継続が必要である。

- ① GAP導入推進に向けての指導強化
- ② 市内全てのため池の除染
- ③ 農畜産物に係る損害賠償請求の継続

(3) 有害鳥獣被害防止対策

イノシシ等による農作物被害については、継続的な支援が必要である。

- ① イノシシ等有害鳥獣の捕獲に係る経費支援や電気柵や捕獲用わな等に対する支援の継続・拡充
- ② こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンに基づく、有害鳥獣被害の市

町村をまたぐ広域的な防止対策の実施

(4) 地産地消及び6次化の促進

地場産農畜産物については、食育と連携した利用促進や直売所整備による販路拡大が必要である。

- ① 学校給食等における地場産農畜産物の利用促進
- ② 地場産農畜産物のブランド化とPR活動
- ③ 郡山東IC付近に道の駅及び農産物・加工品直売所の設置

(5) 自然災害対策

近年、台風、大雨等の自然災害が多発しており、災害からの迅速な復旧対策が必要である。

- ① 台風やゲリラ豪雨による土砂の流出防止等のための農道舗装整備
- ② 大雨や災害に伴う山林維持のための林道整備等への補助
- ③ 令和元年東日本台風の被災農地の早期復旧

(6) その他

- ① 欧米において使用が制限されているネオニコチノイド系農薬やグリホサート製剤について、環境への影響について調査及び必要に応じて使用の制限を行うよう国・県へ要望
- ② 消費者との交流イベント等の充実や、団塊世代等の田舎暮らしなどの二地域居住の推進
- ③ 肉用牛肥育経営安定交付金制度について、従来の都道府県毎の地域算定方式とし、地域実態に合わせた制度運用を認めるよう国に要望
- ④ 農業委員会等に関する法律に明記されている農地等の利用最適化推進に係る農業委員会事務局職員の人員確保と資質向上に係る研修機会の拡充